

# 第7回 北上川上流大規模氾濫減災協議会

## 議事概要

- 日 時：令和4年7月27日（水）13時30分～15時00分
- 場 所：岩手河川国道事務所 2階 大会議室（WEB併用会議）
- 出席者：出席者名簿のとおり

### 1. 協議会の流れ

- (1) 協議会規約の改定（案）について  
幹事会構成員の変更等について説明し、承認を得た。
- (2) 北上川上流取組方針のフォローアップについて  
代表事例を紹介。
- (3) 今後のスケジュール  
今後のスケジュールを説明。
- (4) 情報提供  
盛岡地方气象台、岩手県、北上川ダム統合管理事務所、岩手河川国道事務所
- (5) 北上川上流の減災に係る取組方針の一部見直し  
取組方針の見直し内容について説明し、承認を得た。

## 2. 各構成員からの発言（抜粋）

### ○挨拶

7月中旬の大雨において、岩手県では人的被害は無かったものの、一関市の磯田川、上油田川において越水、夏川において漏水が発生している。また、土砂災害警戒情報が花巻市、遠野市、一関市、奥州市、平泉町で発表されている。

宮城県では各地で観測史上1位となる大雨が観測され、県管理の河川で堤防決壊による氾濫が発生している。

このように、毎年のように全国各地で激甚な自然災害が発生している状況である。本協議会は、大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じた、平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、堤防やダムなどの施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するといった考えに立ち、関係機関が密接な連携体制を構築し、洪水氾濫による被害を軽減するため、ハード・ソフト両面での対策を総合的且つ一体的に推進することを目的に設立されており、令和2年度末には新たな計画を策定し、それに基づき進めている状況である。本日は、その取組のフォローアップについて各機関と意見交換をしたいと考えている。

### <北上川上流取組方針のフォローアップについて>

#### ○構成員

令和3年度は、想定最大規模降雨によるハザードマップや水害リスクに関する情報の住民周知を最重点として取り組んだ。

また、防災関係機関との連携強化、防災行政無線のデジタル化への更新、防災ラジオ及び災害警報報知システムの一般普及に向けた方向性の検討について、それぞれ取り組んだ。

令和4年度は、水害リスクや避難に関する情報の住民への周知推進として、総合防災訓練や出前講座、広報誌等により地域住民に対して水害リスクや避難に関する情報の更なる周知を図る。

防災無線についてデジタル化への更新を進める。

防災ラジオ及び広範囲災害警報報知システムの一般普及に向けた方向性の検討ということで、引き続き防災ラジオの購入、環境構築に向けた検討を行う。

#### ○構成員

令和3年度は、今年の2月に岩手県から新たに洪水浸水想定区域が指定され、その情報を反映したハザードマップを作成し、対象となる全戸に配布すると共に、ホームページにも掲載して周知を図った。

継続取組として、防災訓練を実施した。訓練では職員による避難場所の開設や運営訓練を実施すると共に、職員と地域の自主防災組織の方々が、一緒に避難所でダンボールベッド、屋内用テントの設置訓練を実施した。

ペット同伴避難を受け入れる避難所施設について、1施設増やして6施設とし、広報誌やホームページ等により周知を図った。

水害リスクや防災に関する知識の普及について、職員や防災アドバイザーによる出前講座を15回開催した。

令和4年度取組内容は、継続取組として、4地域で防災訓練を実施する。

水害リスクや防災に関する知識の普及として、自主防災組織への研修会、出前講座の開催、広報誌での特集ページの掲載などに取り組む。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の内、避難確保計画が未策定の施設について、策定支援の取組を進めていく。

新たに洪水浸水想定区域の指定がされた河川にかかる要配慮者利用施設に、防災ラジオの配布を進める。あわせて台風接近時には、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難情報発令の見通しについて、対象となる施設の管理者へ伝達していく予定である。

#### ○構成員

令和3年度は、マイ・タイムラインの普及促進を図ったところ。昨年5月に施行した「新たな避難情報」と合わせて、作成した「水害時マイ・タイムライン」の周知・啓発を行った。

例年開催する自主防災組織研修会や自主防災マイスター講習において、マイ・タイムラインの作成研修を取り入れ、地域の防災リーダーへの普及拡大に取り組んだ。

令和4年度取組内容は、水防訓練などの演習訓練の充実を図るため、東北水防技術競技大会への参加及び北上川上流合同水防演習を実施し、水防技術の研鑽を積むと共に、演習等の成果を活かして災害時の水防活動に迅速的且つ適切に対応する。

#### ○構成員

令和3年度は、安全な避難行動のための取組として、住民自らが避難行動を行うために必要な情報提供の充実として、専用アプリを開発し運用開始している。

自主防災組織等へ職員あるいは防災士会から防災士を派遣して、地域の防災力の向上を図った。

自主防災組織等に緊急告知ラジオを配布して、地域への情報伝達体制を充実させ、住民へのいち早い情報周知と避難行動の支援を実施した。

防災士の育成として、岩手県が主催する防災士養成研修会へ5名の参加・派遣を行い、防災士の育成を推進した。

令和4年度の実施内容は、地域防災力を維持・継続・強化するための取組として、想定最大規模降雨に対応した水害リスクや避難に関する情報の住民周知として、防災セミナーの開催を予定している。

新たに洪水浸水想定区域の指定がされた事を受け、これらの周知を図るため全世帯を対象にハザードマップを配布する予定。

地域防災力向上を図るため、防災士の養成に引き続き取り組む予定。

自主防災組織、社会福祉協議会等と共同しながら避難行動要支援者に対する個別計画の作成について推進していく。

総合防災訓練を9月4日に自治会や自主防災組織等と一体となって実施することで、現在調整中である。

水防団（消防団）の確保対策として、消防団協力事業所、消防団応援の店の拡充と制度周知を図ることとしている。

#### ○構成員

令和3年度は、地域防災力を維持・継続・強化するための取組として、想定最大規模降雨に対応した水害リスクや避難に関する住民周知を行った。

浸水想定区域を反映した防災マップを令和3年度に作成し、これを活用して総合防災訓練を実施した。新型コロナウイルス感染症発生を見越した避難訓練を実施している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び災害発生時の避難施設として、宿泊施設「ムービングハウス」を整備した。

防災用品の備蓄、水防団員の装備の充実等に努めた。

地域防災計画、業務継続計画、受援計画、消防計画等、各種計画を適宜改正をして取り組んでいるところ。

令和4年度の実施内容は、令和3年度の実施継続の他、出前講座を開設し地域住民に対して防災知識の更なる周知を図る予定である。

総合防災訓練について、自主防災組織や地域住民に水防資機材の説明を行い、水防の知識を深めていきたい。

#### ○構成員

令和3年度は、地域防災力を維持・継続・強化するための取組として、要配慮者利用施設等の所管部局との連携、共助の仕組みを強化した。具体的には、医療的ケア児への支援体制強化を行った。特に災害時、人工呼吸器など医療ケアが必要となる小児患者へ

の支援体制の強化を図ったところである。

医療ケア児が避難してくることを想定し、プライバシーを守るためテントで仕切った生活スペースを実際に設営するなど、開設訓練を初めて行った。訓練には、ケア児の家族や社会福祉施設の職員など約40人が参加しており、避難所受入体制の基礎が出来たと考えている。

要配慮者利用施設の情報伝達訓練を実施し、避難体制の強化を図ったところ。

住民への災害や防災情報の伝達として、防災ラジオの普及拡大のために、社会福祉施設及び65歳以上の高齢者に対して、無償配布を実施した。

自主防災組織を対象とした育成講座を実施し、洪水災害を想定した図上訓練を行い、災害時の自主防災組織の役割について再確認した。

防災士の育成について、昨年度は21名の防災士を養成した。これまで延べ90名の防災士を養成しており、防災士ネットワークとしてラインアプリや一斉配信メールを活用して、災害時の情報共有に活用することを想定している。

令和4年度の取組内容は、安全な避難行動のための取組として、新たに岩手県から想定最大規模の浸水想定区域の資料が配付され、それを元に現在、防災マップを作成中であり、完成後は住民説明会の実施やあらゆる広報媒体を活用して、地域住民への周知を図っていく予定である。

要配慮者利用施設の防災対策について、新たな洪水浸水想定区域が指定されたことを受け、避難確保計画の見直しを進めて行く。施設の増築や職員の体制の変更により計画の更新が必要となった施設等について、随時計画の更新に係る支援を行って行くと共に、避難訓練等の指導などソフト対策を積極的に支援・協力を進めて行く考えである。

自主防災組織に係る取組の協力として、引き続きワークショップ等を開催し、住民及び自主防災組織の主体的な活動を促し、自助・共助の高揚を図る。

防災士の育成に積極的に取り組む計画である。

## ○構成員

令和3年度は、安全な避難行動のための取組として、自主防災組織を対象とした学習会を開催している。内容としては、新型コロナウイルス感染症対策として災害時の感染症対策について学習したほか、防災マップを基にした自主防災組織との学習会を進めた。

防災無線のデジタル化について、屋外拡声子局6基が完成したところ。

要配慮者利用施設の避難確保計画策定について、個別に支援を行い、全ての対象施設において避難確保計画を策定した。

令和4年度の取組は、安全な避難行動のための取組として、防災行政無線のデジタル化の整備を進めて行く。

防災マップを活用した学習会を、自主防災組織を対象に進める。  
防災士養成について、2名を予定している。

#### ○構成員

大雨で要配慮者利用施設が被災や孤立化すると、報道等でもかなり大きく取り上げられる状況が考えられる。協議会の取組一つ一つが計画に位置付けられた大事な取組であるが、要配慮者利用施設の対応も大変重要な取組であると思っている。水防法第15条の3で、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務ということで、避難のための計画を作ることになっている。その上で訓練を実施することが、規定されている。

それぞれの自治体において、要配慮者利用施設の避難計画がどれくらい出来ているか、またどれくらいの施設で訓練が行われているのか、ご教示願いたい。

#### ○構成員

要配慮者利用施設の避難確保計画について、対象施設が46あり、全ての施設で策定が完了している。また、支援として年1回、福祉関係職員と共に施設を直接訪問し、備蓄品や防災資機材の確認等を実施している。さらに、避難訓練の指導依頼に対して随時対応を行っている。

#### ○構成員

全体をの数は把握していないが、計画は立てて実施していると聞いている。支援をしながら進めなければならない施設もあるというような状況。

#### ○構成員

これまでは対象施設が無かったが、令和2年度に洪水想定区域の指定が変わったことによって、1施設が対象になったが、避難計画が策定になっていない。今年度中に策定となる予定にしており、引き続き防災部局と福祉部局が連携して策定の推進を図っていく。